

○議案第 57 号 守口市個人情報保護法施行条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、デジタル化の推進に伴い、個人情報保護をより強固なものとするために、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要であることなどの理由により、国において制度の見直しが行われ、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本市においても同法が直接適用されることから、現行の守口市個人情報保護条例を廃止し、新たに同法の施行に際し必要となる事項を規定するため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、引き続き個人情報保護制度の公正かつ適正な運用が図られるよう、法改正の趣旨について市職員への研修を行われたいこと。なお、他自治体において、職員や委託事業者による個人情報漏洩等の事案も発生していることから、本来業務の主たる責任は市にあることを念頭に置き、委託契約時における必要条項の再度の確認や定期的な内部監査の実施など、個人情報の管理体制には万全を期されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。